

会 議 録
-------

会議の名称	令和4(2022)年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開催日時	令和4年(2022年) 11月25日(金曜) 10時30分から 12時50分まで
開催場所	WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所別館4階 特別会議室)
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：北真収委員、津浦啓子委員、中嶋貴子委員
欠席者	1名(余田圭二郎委員)
案 件 名	1. NPO活動応援基金補助事業の評価検証について 2. NPO活動応援基金補助事業の補助内容の見直しについて 3. その他
提出された資料等の 名称	資料① 枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧 資料② NPO活動応援基金の現状 資料③ 令和元年度における補助内容の見直しに関する評価検証 資料④ NPO活動応援基金補助事業補助金の補助内容の見直し 資料⑤ 事業計画書の見直し(案) 資料⑥ 採点基準の見直し(案) 参考① 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要領 参考② 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要綱
決 定 事 項	審査会の意見を踏まえて、募集要項や申請様式の改定案を事務局にて作成し、その内容について次回の審査会にて議論する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	市長公室 市民活動課

## 審 議 内 容

### 1 開 会

#### ○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより令和4年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席賜りましてありがとうございます。

それでは、案件に入ります前に、委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

#### ○ 事務局

本日は、委員6名中、5名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

#### ○ 海老原会長

前日に引き続き、今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。

#### ○ 各委員

異議なし

#### ○ 海老原会長

審査会について「公開」と決定します。

#### ○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

#### ○ 海老原会長

会議録についても「公表」することよろしいでしょうか。

#### ○ 各委員

異議なし

#### ○ 海老原会長

会議録について「公表」と決定します。

#### ○ 事務局

本日の審査会につきましては、傍聴者はありません。

#### ○ 海老原会長

それでは、案件に入ります前に、本日の配付資料の確認、本日の予定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### ○ 事務局

それでは、配布資料の確認を行います。

(配布資料の説明)

本日の案件でございますが、  
案件（１）NPO活動応援基金補助事業の評価検証について、  
案件（２）NPO活動応援基金補助事業の補助内容の見直しについて、  
案件（３）その他  
を予定しております。

## 2 議 題

### <案件（１）NPO活動応援基金補助事業の評価検証について>

#### ○ 海老原会長

では「案件（１）NPO活動応援基金補助事業の評価検証について」に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

#### ○ 事務局

まず、最初に「NPO活動応援基金」について、簡単に説明させていただきます。  
お手元の資料②「NPO活動応援基金の現状」をご覧ください。

本基金は、市民の皆様からの寄附を基金に積み立て、公益的な活動を行うNPO法人の実施する事業に対する補助の原資とするものです。補助上限や割合等の補助制度の内容につきましては、都度、寄附状況等を勘案し審査会で検討を行うものとしています。

支援対象は、主たる事務所を市内に置くNPO法人のうち、申請時点で本基金に団体登録を行っているNPO法人です。基金に積み立てを行う本市への寄附は、団体登録を行ったNPO法人から寄附対象を指定する団体希望寄附と寄附対象を指定しない一般寄附の２種類があります。

補助事業決定までのスケジュールとしては、7月に基金登録団体の募集を行い、8月の審査会で決定し、登録団体となったNPO法人が9月から12月に団体希望寄附を呼びかけます。1月～12月までの本市への寄附をもって、次年度の補助可能額が確定し、その結果を受けて、審査会で次年度の補助事業の募集要項等を検討します。2月に基金登録団体へ募集要項を公表し、申請を募ります。申請があった場合は、3月に開催される審査会において、補助申請事業のプレゼンテーション審査を行い、その結果を受けて、4月に補助事業を決定します。

令和3年度に募集を行った補助制度の内容としては、団体希望寄附を活用する場合は、事業費の100%補助とし、補助上限は、当該団体あての団体希望寄附額としました。一般寄附を活用する場合は、事業費の50%補助とし、補助上限は30万円または対象経費の50%としました。なお、事業経費のうち、法人の管理運営費などは補助対象外としています。

次に、本基金への寄附や登録団体の推移等について、説明いたします。

引き続き資料②「NPO活動応援基金の現状」をご覧ください。

本基金への寄附の推移を年度毎に示したものです。棒グラフで、全種別の寄附額を合算した金額（単位：万円）を表しています。オレンジ色は、ふるさと納税制度の適用を行った年度を表し、直近の年度は、赤色で表示しています。

次に、各種別の寄附の推移を年度ごとに示したグラフです。青い棒グラフが一般寄附、赤が団体希望寄附です。緑色の折れ線グラフは、令和元年度に廃止を決定した

活動分野希望寄附を表しています。

只今ご覧いただいた表から、本基金へふるさと納税制度が適用開始した平成 28 年から平成 29 年にかけて団体希望寄附や一般寄附が大幅に増加したものの、平成 30 年以降は、減少傾向にあることが読み取れます。

原因としては、返礼品の見直しや市民への返礼品を廃止したことにより、市民にとっての寄附のメリットが薄れたことが考えられます。

寄附種別ごとの分析としては、一般寄附は、近年は減少傾向にあるが、年度により寄附額が一定せず、ばらつきがある状況と考えられます。

団体希望寄附は、令和 3 年度当初に大半を募っていた法人が解散したことにより、前年比から約 70% 減少し、今後も減少の見込みが高いと考えられます。

市内の NPO 法人を取り巻く動向をまとめたものです。棒グラフが、市内のみに主たる事務所を置く NPO 法人数、青色の折れ線グラフが、NPO 法人の新規設立数、赤色の折れ線グラフが、NPO 法人の解散数を表します。

本基金への登録団体数の動向をまとめたものです。赤色の折れ線グラフが、年度の登録決定団体数を表します。黄色の棒グラフが、新規登録団体の申請数を、青色の棒グラフが、更新登録団体の申請数を表します。登録団体の申請後、非承認となった法人も存在するため、赤色の折れ線グラフと黄色・青色の棒グラフの合計は、必ずしも一致するものではありません。

只今ご覧いただいた表から、市内の NPO 法人が減少傾向にあることが読み取れます。減少の原因としては、会員の高齢化やコロナの影響により、活動が困難となった NPO 法人が多く、それらの法人が休眠化や解散を選択したと考えることができ、それが要因となり、本基金の団体登録の新規申請や更新申請も減少することが想定できます。

また、登録団体数の推移から、想定どおり、登録団体数も減少傾向となっていることが読み取れます。

市内のみに主たる事務所を置く NPO 法人 105 法人のうち、過去に本基金の団体登録申請を行った経験がある法人は、40 法人となり、未経験の 65 法人のうち、活動を休止している法人が 27 法人、介護や福祉事業所のみを営む法人が 15 法人、市の関係団体や学会・基金運営を目的としている等の理由で補助金の交付要件を満たさない法人が 7 法人あり、既存法人のうち、現在の事業内容で新たに団体登録が見込まれる NPO 法人はわずか 12 法人、全体の 11% となります。

今後の登録団体数を増やす取り組みとしては、新設法人や新事業の立ち上げを検討している既存法人への呼びかけが重要であると思われます。

以上が、本基金の現状に関する説明となります。

続きまして、令和元年度に行った本基金の補助制度の見直しですが、令和元年度の見直し時に「見直した内容を 3 年間継続して運用し評価検証すべき」とのご意見を受け、この度、前回見直し内容の評価検証を行いました。また、その結果に基づいて、補助内容の見直しを進めようと考えております。お手元の資料③「令和元年度における補助内容の見直しに関する評価検証」をご覧ください。

令和元年度に見直しを行った 4 点について説明いたします。

まず、「活動分野希望寄附の廃止」についてですが、寄附実績が少ないため、廃止といたしました。

次に、「補助額上限の見直し」についてですが、見直し理由といたしましては、同一事業の継続申請が多く、補助事業の発展性が乏しい状態であり、補助金に依存している傾向があるため、財政状況の自立と事業発展を促すことを目的として、補助額に上限を設けました。見直し内容としては、一般寄附のみを活用する場合、平成30年度までは、全額補助としていましたが、補助対象経費の1/2以内かつ30万円以内と変更しました。団体希望寄附と一般寄附を共に活用する場合については、見直し前は、団体への団体希望寄附上限とするともに一般寄附からも全額補助としていましたが、見直し後は、団体希望寄附の活用額の取り扱いは変更せず、一般寄附の活用額は補助対象経費から団体希望寄附の活用額を差し引いた額の1/2以内かつ30万円以内としました。ただし、令和3年度においては、一般寄附の活用額は、一般寄附のみを活用する場合と同様とする変更を行いました。上限を設けなかった年度と設けた年度で比較すると、「上限の有無が補助事業経費全体に影響を与えること」・「上限を設けることにより、補助金への財源依存が低下し、事業の自立性が促進される一方で、同一事業の継続申請の改善には至らないこと」が分かりました。なお、補助事業を申請したNPO法人から、「補助金交付額の倍額の領収書の写しを準備しなければならず、補助金関係の事務的負担が増え、補助対象経費の減少が補助金交付額へ影響することから、事業終了まで交付額の金額が見込めないことが不安である」とのご意見が複数あり、本補助金の活用のハードルが上がった様子が見受けられました。これらが影響し、他の補助金の活用を検討し、本基金の団体登録の更新を行わなかったNPO法人も存在しました。

次に、「審査基準の見直し」についてですが、補助事業やNPO法人の発展を促すとともに、審査の透明性を確保することを目的として、委員の皆さまのご意見を踏まえて、審査基準を改定し、得点順に採択を行うものとなりました。審査基準の見直しの結果として、補助事業の評価状況が具体的に可視化したうえで審査を行うことが可能となり、補助可能額の配分の検討が容易になりました。しかし、自立性や発展性を評価することとしましたが、同一法人から同一事業の交付申請が継続して行われており、本補助金へ依存した事業が見受けられます。

最後に「制度説明会及び事業報告会の実施」についてですが、行政が補助事業の効果確認をするとともに、事業を実施したNPO法人と市民や寄附者、その他の法人が交流し、市民活動の活性化を促すことを目的として、前年度交付法人が翌年度の団体登録説明会の開催と同時に事業報告会を実施するものとなりました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、令和2年・3年の開催ができませんでした。令和4年7月に対面形式の事業報告会の参加者を募集したところ、参加希望者が0であったため、開催を中止しました。開催方法については、寄附者は市外在住者が多いため、オンライン形式や動画配信等の手法を今後検討する必要があることは分かりました。また、事前に補助事業の成果・効果の測定方法を設定していなかったため、事業実績の報告レポートを作成するにあたり、明確な補助事業の効果を提示できないNPO法人も見受けられました。

事務局からの説明は以上です。

○ 海老原会長

それでは、皆様のご意見を頂戴したいと思います。この検証をすることによって、案件(2)の補助内容の見直しにつながると思います。

それでは、ご意見をお願いいたします。

○ 山田副会長

今回の見直しについては、令和元年度に見直しを行った点を踏まえた見直しという位置づけであると思いますが、事務局からの基金の現状の説明を伺うと、そもそも寄附者やNPO法人にとっても魅力的なものになってないということが明確になったように感じます。

以前からNPO法人だけでなく任意団体等を補助対象としてはどうかというご意見がありました。今後検討すべきではないかと考えます。資料②の7ページで説明がありましたが、新設法人はあまり増えておらず、実質52法人しか補助対象法人が存在していないことは、本制度が現状に即していないものと考えます。

また、基金創設当初の目的では、「団体も寄附を集めてその寄附者の意向に応じて団体へ補助を行い活用していただき、活力のある市民活動を担ってもらうことにより、枚方市を活性化する」ということだったと思います。法人自らも自助努力するという意味合いを含めて、自身の団体へ寄附を呼びかけるという仕組みはすごく良いものであると思いますが、なかなかその目的に合った形で運用されていなかったというところが少しあるように見受けられます。ふるさと納税の返礼品が改正される前の年度は寄附が多く集まって良かったと感じていましたが、結局法人自らが寄附者を集めるという努力はなかなか難しい様子ですね。

ふるさと納税制度では市民の寄附に対する返礼品は存在しないにもかかわらず、年間約200～500万円くらいの寄附がある他市の取り組み事例があります。その市では、市内・市外からの寄附の割合が約50%ずつの傾向のようです。市民に対し、返礼品ではなく、市民活動を応援して元気で豊かな枚方市を推進していこうという広報や啓発ができていなかったことが、本市では市民からの寄附が少ない要因に感じます。

さらに、30万円や補助対象経費の50%のような上限があった場合、本基金へ申請するよりも他の助成事業に申請した方が良いと感じる団体もこれまでに存在したと思われます。本来であれば、この制度の趣旨に則って、自分たちの団体へ多額の寄附を集めていた法人が解散したときに、本基金制度を活用してよかったと団体希望寄附をされていた方が、一般寄附を行うという形で寄附が流れていくものであると思われます。しかし、現状では、そのような傾向があまり見られていないと感じます。

団体希望寄附を集めるにあたっての広報支援もさらに必要と感じます。

また、補助事業の報告会において、ただ自分たちの団体の実施状況の報告や感想を行う場とするだけではなく、その内容に対しての助言やアドバイスをすることによって、法人や補助事業の自立や発展を促していくような細やかな運用をしていかないと本制度の継続や発展が困難となるのではないかと危惧しています。

○ 海老原会長

山田副会長、ありがとうございました。様々な視点からご意見をいただきました。

まず1点目は、本基金自体が魅力的になっていない点です。2点目は、NPO法人の

対象団体が今のところ約50団体しかないため、補助対象を広げるべきだという点です。3点目は、ふるさと納税制度の構造上、市民からの寄附が集まっていないという現状を改善するためにどのように広報するべきであるかという点も挙げていただきました。最後に、NPO法人へ細やかに対応するという点から、補助事業報告会においても助言をすることによって、更なる継続発展につなげるべきというご意見もありました。

その他のご意見はありますか。中嶋委員、お願いします。

○ 中嶋委員

質問ですが、資料②の7ページで、本基金へ登録申請の経験あるNPO法人が40法人と示されていますが、この40法人と現在の事業内容で新規申請が可能な12法人を合計した52法人が潜在的な補助対象団体と考えてよろしいでしょうか。

○ 事務局

お見込みのとおりです。

○ 中嶋委員

事務局の説明を伺って疑問に感じた点としては、過去に基金登録を行った40法人がなぜ応募されていないのかという点です。資料②の6ページを拝見すると、平成24年以降から、あまり新規登録団体が増えず、更新団体も減少傾向ということが読み取れます。令和元年からは、登録団体からのご指摘にもあったように、補助制度の見直しによる使い勝手の悪さが要因の1つとして考えることができます。

山田副会長のご意見のように、法人にとってのメリットを向上させることや補助対象を拡大すること一案だと思います。

現状通りNPO法人のみを対象とするにしても、補助申請にかかる年間スケジュールが申請のハードルとなっているのではないかと感じます。事業規模や人員が小さい法人にとって、前年の6～7月頃に次年度の補助申請を見据えて団体登録を行い、2月頃に補助申請を行い、補助申請の結果は4月頃にしか判明しないというスケジュールは、厳しいものでないかと考えます。行政的に本基金の制度を厳密に運用し、法人の自立や発展を高めるという意味では必要な期間かもしれませんが、この要件を少し緩和することで団体登録を増加させることができるのではないかと感じています。

○ 海老原会長

ありがとうございます。過去に基金登録を行った40法人がなぜ更新しないかというご質問をいただきました。事務局で何か心当たりございますか。

○ 事務局

当該法人の詳細を確認すると、基金創設当初に本基金から補助金を受け取っている団体もありますので、補助金の活用により、法人や事業が発展し不要になったというパターンがあると思います。また、登録された後に、書類作成や検査が負担と感じて、登録自体を辞められた法人も考えられます。

○ 海老原会長

基金創設当初は多額の寄附金がありました。しかしその後、寄附額が減少していた期間もありますが、影響しているのでしょうか。

○ 事務局

平成23年は寄附額全体が3万円しか集まらなかったため、登録のメリットが薄れたこ

とにより、更新を一旦やめられて、その後再登録のに移られなかったという可能性もございます。当時は、団体登録更新時の提出書類も法人側の負担が大きかった時期であるので、寄附額と登録更新の手間を比較して、メリットがないと判断し、そのイメージが強く、再登録の呼びかけにも反応されていない法人もあるかもしれません。

○ 海老原会長

様々な要因が重なっているということですね。

さらに、補助対象団体にとって、補助上限額や割合、申請スケジュールなど全体的に使い勝手が非常に悪いというご意見をいただきましたが、この議論については、創設当初から存在していたため、改善の余地がもしかしたらあるのかもしれないと感じます。案件（２）で議論の余地があるところと考えています。

○ 山田副会長

寄附の推移については、創設当初の枚方信用金庫からの多額の寄附があったということが本基金の追い風になったと思います。ふるさと納税制度の改正もありましたが、一定の金額をどれだけ確保できるかという点が重要であると感じます。補助可能額が一定の金額が集められていれば、団体側も申請しようかという気にはなりますが、寄附額が一定せず、団体が補助申請を検討した段階で補助可能額が大幅に減るようなことがあると、本基金への信頼性がなくなってしまいます。

今後、本基金制度を継続していくのであれば、どのように寄附を確保するかという努力は、ふるさと納税だけではなく、市内企業へ社会貢献の側面から寄附していただくようにアピールするなど工夫をしないと一定の金額が集まらないと思います。

他市の場合は、基金制度をもとに毎年度予算化して安定した金額を補助可能額として確保していますが、本基金は寄附金を市内の団体へ還元するという仕組みであるため、安定性がありません。補助を申請する側にとっては、不安要素であると思いますので、検討をしていただきたいと考えます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。北委員、ご意見をお願いいたします。

○ 北委員

資料③の６ページでお示しいただいた事業報告会について意見があります。

団体登録説明会と前年度の補助事業報告会を一緒にするというのは非常に良いことだと思います。しかし、新型コロナの影響が今後数年間継続する可能性も十分あると思います。その状況下において、オンライン開催にするというのも一つの工夫であると思いますが、寄附者や法人、企業も多忙でありオンラインへ参加できるのかも不透明と思われます。誰でも確認できる方法として、動画配信はいかがでしょうか。動画配信として、事業報告者に対するインタビューを行い、寄附や補助を受けて、実施できたことなどを伝える形式が良いと思います。

また、団体登録説明会を対面形式で開催し、その開催時に受けた質疑に対して、報告者が回答する様子を動画にするのも良いと思います。本基金に関心がある人がいつでも見てもらえる形にする必要があります。配信動画の再生回数等を確認できるような形にしておけば、NPO活動への応援という位置付けで少しずつでも理解が広がっていくのではないかと感じます。

さらに、配信動画をライブラリー化やアーカイブにするなど、あるテーマの活動であれば、過去にどんなことやってたのか遡って検索できて、いつでも見れるような形を取れば、全体の啓発にもなっていくのではないかと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

事業報告会や団体登録説明会に関するご意見をいただきました。対面形式ではなく、動画形式の方が良いというご意見で、きめ細やかな対応をとる点では重要であるなど感じました。また具体的な内容については、案件（２）で検討しますが、他にご意見はありますか。津浦委員、お願いいたします。

○ 津浦委員

今回、寄附の推移を初めてグラフで拝見して、平成23年度の寄附額が3万円だったということに驚きました。やはり寄附で成り立っている事業だと思いますので、たくさんの寄附をしていただくためには、事業者に広報してアピールしていただかないといけないというのは非常に感じました。何を行うにしても原資がなければ、活動される方もすごく不安になると思いますし、NPO法人の担い手が高齢化してきているという事務局からの説明もありましたが、若い方たちもNPOへ非常に興味を持たれて、いろんな活動をしようという方たちも少しずつ増えてきていると思います。そういう方たちのためにも広報を行い、寄附金を募っていくことが大事であると感じました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。寄附を集めるということは、非常に難しいことでもあります。やはり重要なところなのかなと感じました。これまでにいただいた委員皆さまのご意見により、論点が明確になってきたかと思います。

まず1点目が、寄附を集めるという論点です。基金創設時は、登録団体側の努力で寄附を募るという方法から開始しましたが、平成28年度以降はふるさと納税制度が適用になりました。ふるさと納税制度が適用となると、登録団体側が努力するという部分が少し薄れてしまい、ふるさと納税制度の返礼品見直しにより返礼品を目的に集まっていた寄附が減少し、その結果、市民からの寄附が非常に集まりにくい状況になっています。もう一度、原点に立ち戻って考える必要があるように感じました。

次に、補助制度の内容に関する論点です。補助金額の上限や補助割合、登録や申請時期の問題など、様々な制度上の問題をどのように改善していくかという点も重要であると感じました。

さらに、補助対象団体を拡大するべきかという論点もあります。市内のNPO法人のみを対象とすると、最大52団体のみへアプローチするという形になるので、NPOという対象をちょっと広げて考えるべきではないかというご意見です。このご意見は、基金創設当初からあるご意見ですが、再検討する時期ではないかという点です。

最後に、事業報告会に関する論点です。事業報告会での法人に対するきめ細やかな助言やアドバイス、インタビューを交えて次の補助事業実施を希望する法人へつなげていくために、動画配信等を検討してはどうかというご意見もいただきました。

山田副会長、お願いします。

○ 山田副会長

資料②の2ページに示されているスケジュールの流れでいうと、基金へ登録したNPO法人が寄附を呼びかけて、次年度の補助申請を行うという流れになっていますが、補助対象団体をNPO法人だけするのであれば、団体登録の必要があるのかをご検討いただきたい。

法人設立時に認証を受けている中で、法人への信頼性の担保はある意味でクリアしている部分があると思います。このスケジュールで余計に申請ができなくなっている可能性もあると思いますので、本来は基金へ登録した法人に対して、市民等が寄附をするためにまず登録してくださいねということだったのかは分かりませんが、見直しの検討の余地はあるのではと思います。

○ 海老原会長

団体登録の後に寄附を集めて補助申請を行うというスケジュールについて、再検討をというご意見ですね。ありがとうございます。

それでは、案件（1）に関する議論については、以上でよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

「案件（1）NPO活動応援基金補助事業の評価検証について」は以上とさせていただきます。

<案件（2）NPO活動応援基金補助事業の補助内容の見直しについて>

○ 海老原会長

では「案件（2）NPO活動応援基金補助事業の補助内容の見直しについて」に入ります。事務局より、見直し案の説明をお願いします。

○ 事務局

NPO活動応援基金補助事業補助金の補助内容の見直しについて、お手元の資料④「NPO活動応援基金補助事業の補助内容の見直しについて」に沿って説明いたします。

まず、最初に、案件（1）で実施した評価検証を踏まえた今年度の見直しの目的ですが、1つ目の目的が、寄附の減少が見込まれる中で、限られた補助原資を使ってより効果的にNPO法人への支援を実施することです。

2つ目が、NPO法人の自立や発展をより促進すること、3つ目が、補助金を交付した事業の効果を市民や寄附者へ積極的に発信することで、NPO法人の継続的な賛同者を作る支援を実施することです。

1つ目の見直す点は、「補助申請回数に上限を設ける」ことです。NPO法人の本補助金への依存を減らし、事業の自立を促進することを目的といたしまして、事務局案としては、一般寄附を活用する場合は1事業2回までとすることを提案いたします。この場合、令和4年度の申請事業からカウントを行い、連続または年度を空けて一般寄附を活用した補助金の交付を2回受けた事業は、3回目以降は、団体希望寄附を活用した補助金の交付申請のみ可能とします。

2つ目の見直す点は、「一般寄附の補助額上限を設けて、事業費に対する補助率を段

階的に変更する」ことです。NPO活動応援基金の現状で説明を行いました、今後の団体登録を行うNPO法人としては、新たに事業を立ち上げ、本補助金の申請を行う法人が多く想定されます。その場合、「補助率50%であること」が資金調達力や事務能力の乏しい法人にとって大きな負担となるため、1回目は補助率を100%とし、2回目の申請時に補助率を50%とする設定を行い、1回目の交付時点で、事業の検証を行い、次年度以降の自立に向けて他の補助金の活用検討など法人側の備えを促進することを目的とします。30万円という上限額につきましては、令和3年度において一般寄附額が約46万円であったため、増額は難しく、反対に減額を行うとこれまでに実施されてきた事業を実施することができなくなるため、現状のままと考えております。

3つ目の見直す点は、「申請様式の変更」です。変更箇所の詳細については、資料⑤「事業計画書案」をご覧ください。1枚目が事務局案、2枚目が現行様式となっています。事務局案では「1.事業の目的」を「課題・原因・改善策」に「2.事業内容等」を「対象者・実施場所・事業内容・市民への効果」に「4.事業の実施体制」を「人員体制・対象者見込数・その他」に3分割し、抽象的な項目を具体的にすることで、NPO法人が作成し易い様式としました。また、NPO法人側であらかじめ事業効果を測定する方法を明確に設定してもらうことを目的として、「7.事業効果の測定方法」を新設しました。その他、現行様式に設定されている「今後の取り組み予定」については、「5.自立的・継続的に活動していくための工夫」で既に記述を行っている法人が多いため、項目を統合しました。事務局案を作成するにあたり、民間助成等の様式を参考とし、NPO法人側でも、他の助成金へ申請内容を流用することが可能な様式となるようにしました。

4つ目の見直す点は、「採点項目の変更」です。変更箇所については、資料⑥「採点基準案」をご覧ください。1枚目が事務局案、2枚目が現行様式となっています。事務局案では、「類似性」の審査基準を新設し、申請があった事業が過去の交付事業と同一であるかを審査します。同一性の審査基準については、委員皆さまからご意見をいただいて、一定の基準を委員の皆さま及びNPO法人へ事前にお示しし、後の事業審査において、令和4年度以降に補助を行った事業と同一性であるかを多数決で決定することを検討しています。また、「計画性」の審査基準に具体的項目(成果測定)を追加し、「自立性」と「発展性」の一部の配点を3点から5点にし、NPO法人自身で効果検証を行い、事業を発展することが可能な事業が多く採択される審査基準に見直しを行います。

最後に、前年度の事業実施状況を踏まえた変更として、補助対象外経費とする対象の追加を行います。令和2年度補助事業の実績確認において、当該法人の関連団体や構成員個人への委託や借用等に係る費用が多く計上され実態の把握や妥当性をはかることが困難であったため、原則、関連団体への委託等に係る費用は補助対象外経費とし、構成員個人への人件費・旅費以外の費用も補助対象外経費とします。

補助内容の見直しにおける事務局案の説明は以上です。

○ 海老原会長

ただいま、事務局より一括して説明がありました見直し案ですが、個別に審議を行ってまいりたいと思います。

1つ目の「補助申請回数に上限を設ける」ですが、何かご意見はありますか。

○ 北委員

NPO法人を新設して本補助金を利用したい人を確保することや既存のNPO法人に対して新事業にチャレンジしてもらいたいことを考えると、新事業を実施する場合に限っては、申請回数を3回ぐらい、1回目は100%、2回目は70%、3回目30%のような形式にした方が良いと思います。

なぜなら、民間企業が新規事業を行う場合であっても、やはり3年ぐらいは赤字も我慢せざるを得ないといった意思決定が非常に多いためです。新規事業に関しては、3年間はある程度補助金などで面倒を見るという姿勢は示した方がより利用されやすいのではないかと感じました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

○ 山田副会長

事務局に質問です。「継続補助を希望する場合は団体希望寄附の活用を」と記載されていますが、これはどのような意味でしょうか。例えば団体希望寄附を1万円でも集めれば、継続補助の申請ができるものでしょうか。

○ 事務局

同一事業を3回目以降に申請したい場合については、一般寄附を活用した補助は行わないことを検討しています。3回目以降は、法人が集めた団体希望寄附額を上限として、団体希望寄附の中で補助を行うことを意味しています。

○ 山田副会長

団体希望寄附を10万円集めた場合は、その10万円の補助可能額の中で補助申請を行うというイメージで良いでしょうか。

○ 事務局

お見込みのとおりです。

○ 山田副会長

団体希望寄附はおそらく集まらないと思います。その方式であれば、直接寄附者へ支援を頼んだ方が良いのではないかと感じます。

○ 事務局

認定NPO法人については、寄附者に対して法人への寄附を行うことのメリットが提示しやすいと思われます。しかし、認証のNPO法人については、支援者に寄附を募っても寄附者へのメリットが、本当にその活動が活発になることのみとなり、寄附者への訴求力が低いものと思われます。本基金の団体希望寄附を活用していただくと、税制度の優遇を受けられることをメリットとして提示できます。

○ 山田副会長

現状、そのメリットを提示しても団体希望寄附が集まらないので、寄附が少ない状態になっていると思います。事務局の説明は、理解しました。

北委員と同様に、やはり1事業は3回までが良いと感じます。2回までということは少な過ぎるかなと思います。補助割合については、議論の余地があると思いますが、2回までと制限することは、一般寄附を活用する場合であっても、自立に向けての準備として少ないのではないかと感じました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。他にご意見はありますか。  
中嶋委員、お願いいたします。

○ 中嶋委員

補助回数の上限に関しては、北委員や山田副会長のご意見に賛成です。

また、2回目以降は補助割合を減らしていくという事務局案につきましても、将来的にはこのような形が望ましいと思いますが、現状の応募の少なさや使い勝手の悪さを考えると、現在よりも厳密にすると、応募してくる団体がなくなるのではないかと危惧します。2回目から50%までに減少させるというのは、法人にとって厳しいんじゃないかと感じます。補助割合に関しては、検討の余地があるのではないのでしょうか。

申請様式や算定項目、事業報告にも関わってきますが、資料⑤の事業計画書案において、事業効果の測定方法と記載があります。ここに書くということは、報告書にも事業の測定方法に照らし合わせた結果を報告していただくことになると思うんですが、どのようにはかるものなのか疑問です。

少額の規模の事業を単年度で実施するにあたり、事業成果を評価項目にまで落とし込むというのは、現実的には不可能なのではないかと感じます。事業成果を入れなければこの制度を維持できないといった市の意向がある場合は要検討だと思います。しかし、小規模な団体にとっては、30万円の補助額のために単年度事業で成果を測ることは非常に厳しいと思いますので、賛成できないと考えます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。事業効果の測定方法については、他の委員のご意見もあるかと思しますので、後ほど議論を行うものとしたします。

ポイント2についてもご意見をいただいておりますが、見直しポイント1についてのみ絞ると何かほかにご意見はございませんでしょうか。

○ 各委員

意見なし

○ 海老原会長

私の意見としても、2回と3回の違いを考えると、やはり3回とする方がソフトランディングとなり、補助申請法人にとってより優しい基金になると感じます。

委員皆さまのご意見のように、「補助申請回数の上限を3回とする」ということは、私も賛成できるところです。この審査会としては、上限2回を3回にしてはどうかというご意見でまとまったということによろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、2つ目の「一般寄附の補助額上限を設け、補助率を変更する」という点に移ります。事務局案では、1回目の補助率が100%、2回目が50%となっておりますが、先ほどの皆さまのご意見を総合いたしますと、2回目でいきなり50%とすると法人側にとって厳し過ぎるのではないかとのご意見が多かったと思います。

100%と50%の間を考えて北委員が提案された70%前後として、最終的に3回目を

何%にするのかという点について、50%にするのか、50%以下にするのか、皆さまはどのようにお考えでしょうか。

○ 山田副会長

個人的には3回目が50%で良いと感じます。2回目を50%、3回目を30%というのは法人にとって難しいかなと思いますので、2回目を3分の2、3回目は2分の1とするのが良いのではないかと感じます。法人が自立するように申請回数の上限を決めるのであれば、3回目は50%で良いのではないかとということが私の意見です。

○ 海老原会長

他にご意見はありますか。

○ 北委員

50%で問題ないと考えます。

○ 海老原会長

2名の委員から50%で良いとご意見がありますが、いかがでしょうか。

○ 中嶋委員

段階的に補助率を減らしていくという点では、2回目は3分の2で70から75%程度、3回目は50%とするのが良いと思います。しかし、その場合は、100%の時点で補助上限額を30万円とすると、50%では補助上限額は15万円になるのでしょうか。

○ 海老原会長

補助上限額を30万円とする点についての議論も必要ですね。

皆さまのご意見はいかがでしょうか。

○ 山田副会長

中嶋委員のご意見について、私としては、3回目は団体希望寄附を募っていただいたうえで、30万円の計算で例えると、一般寄附からの補助上限が15万円、団体希望寄附を10万円集めると、合計で補助可能額は25万円になります。

1回目の申請時点では、なかなか団体希望寄附額を募ることが難しいものですが、3回目になれば、1年目2年目の実績をもとに団体希望寄附を募ることができるようになる流れかなと感じたため、3回目の補助割合は、2分の1でも良いと考えました。

補助上限額については、50万円でも良いかなと思いますが、上限50万円とした場合は補助申請額も50万円として申請を行う法人が増えるように感じます。寄附があまり集まっていない状況で、多くの法人が上限50万円の申請を行おうとすると、補助可能な団体数が減るため、悩ましい問題が発生するように思われます。

○ 海老原会長

補助可能な団体が減ることは悩ましい問題ですね。

この点について、事務局の意見はありますか。

○ 事務局

事務局案としましては、1回目は30万円上限とし、補助率100%をお示ししています。2回目は30万円上限で補助率が50%という案をお示ししてしまして、補助上限が30万円であるため、事業を拡大して総事業費60万円の事業で補助申請を行った場合は30万円まで申請可能という案にさせていただいております。説明が不足しており申し訳ございません。

50%なので15万円しかもらえないという意図ではなく、総事業費60万円の事業であれば、補助割合50%の30万円上限として補助金の申請が可能という意図で作成しています。

○ 海老原会長

事務局の説明によると、1回目と2回目で比較すると、事業規模が2倍のものが申請できる制度ということですね。

補助上限については、やむを得なく設けているという点もありました。基金創設当初は、補助上限がありませんでした。さらに、優秀な1団体だけを補助して、他の申請団体は落選しても良いという考え方のときもあったかと思えます。

最近では、寄附額や補助申請額も少ない状況もあり、少しでも多くの団体に補助をという観点で30万円という上限を決定した経過がありますので、少し変更は難しいかなと感じます。

将来的には分からないですけれども、現状の寄附額では、補助上限額は30万円とすることで致し方ないかと考えますが、いかがでしょうか。

○ 山田副会長

やはり金額だけの問題じゃなくて、どれだけ法人に対するフォロー体制があるかという点が重要と考えます。フォロー体制にメリットを感じて申請される場合は、30万円上限でも申請される可能性があると感じます。

全体的に本基金の運営をブラッシュアップするかという議論のもと、上限を設けるか上限をなくすかという議論になるのではないかと感じました。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

1回目は30万円上限の補助率100%、2回目を3分の2ということにすると、約66%になりますが、パーセントであらわすには切りが悪いのではないかと感じます。70～75%程度で検討するべきと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

ありがとうございます。

それでは、2回目の補助率は70～75%とさせていただいて、3回目と同じく30万円上限の補助率50%ということで、審査会としての意見をまとめて良いでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

続きまして、「申請様式の変更」という点です。中嶋委員から測定方法に関するご意見を頂戴しましたが、ほかにご意見はございませんでしょうか。

○ 山田副会長

資料⑤の「事業計画書の見直し(案)」を拝見すると、事業効果を測定するにあたり、まず「補助申請事業を通してどのような形になれば、課題が解決されたと考えるか」という視点を具体的に申請団体へ記入していただく必要があると感じています。

例えば、補助申請事業を実施するにあたってのきっかけや動機、将来的な展望を記入していただいたうえで、理想と現実とのギャップが社会課題になると考えます。その社会課題をどのようなアプローチで埋めていくかという視点が「取り組みたい課題への原因」ということになるかもしれません。課題が解決できない要因は何であるか、そしてその要因を取り除くためにどのような解決策、つまり事業内容を実行していくのか、といったストーリー性のある事業計画書を検討していただきたいと思います。

また、事業効果の測定方法については、本基金からの補助によって生じる、申請団体が目指す社会的な効果を記入していただく必要があると感じています

資料⑤の「(4)市民への効果」という部分と「7. 事業効果の測定方法」の部分とを合わせる形になると、審査委員としては事業効果の測定方法の判断が可能となるのではないかと考えますので、再検討いただきたいと思います。事業計画書は申請する団体が書きやすいような流れにさせていただくことが大事だと思いますので、その視点をもって、新しい事業計画書を検討していただきたいと感じます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

課題の背景や解決策の部分ですが、従来は1つの記入枠しかなかった「1. 事業の目的」という部分について、事務局案では、申請団体が順番に思考できるように3つのカテゴリーに分けることで、より記入しやすいものに変更されたと伺っています。

山田委員のご意見を踏まえて、「1. 事業の目的」の(1)・(2)・(3)の部分へどのように付け加えるのが良いと考えられますか。

○ 山田副会長

この事業を始めようとしたきっかけや動機を、「1. 事業の目的」に付け加えていただけましたら良いと思います。

○ 海老原会長

それでは、まずは「補助申請事業を実施しようと考えた動機やきっかけ」の部分を入力する欄を設け、次に「取り組みたい課題」、「課題の原因」、「解決策」という流れにするということですね。4つに分けるとより記入しやすいものになりますね。

また、中嶋委員からもご意見をいただいておりますが、「7. 事業効果の測定方法」については、「2. 事業内容等」の「(4)市民への効果」とするよりも、事業の効果や測定方法の項目へ設置する方が分かりやすいということですね。

○ 山田副会長

そうです。「事業効果の測定方法」のみで捉えるとなかなか申請団体が考えることができないと思われます。今申し上げたように、「補助申請事業の取組による成果」と「目指す社会効果」が「市民への効果」にあたると思いますので、まとめていただいた方が良いと感じます。例えば、セミナーを実施する場合は「何人が参加したか」ということになると思います。セミナーへ参加することにより、参加した人にとってどのような成果や効果があったかみたいところが記入できれば良いと考えます。「事業効果の測定方法」の例としては、「セミナーの参加者へアンケートを行い、参加したことの効果や感想をヒアリングします」などを申請団体で考えて、事業計画書に記入していただく形になるのかなと感じます。

○ 海老原会長

分かりました。今すぐに代替案が浮かびませんが、「7. 事業効果の測定方法」という書きぶりが非常に申請団体としては書きづらいものであるということですね。

○ 中嶋委員

ありがとうございます。私の意見につきましても、山田副会長がご提案されたとおりです。そのご提案を踏まえると、事務局案における「1. 事業の目的」では、一番最初の項目として目的が書かれていないように見受けられます。山田副会長が提案された「動機」が目的にあたると思いますが、最初に「明確な動機」を記入してもらう必要があると考えます。「取り組みたい課題」や「背景・原因」、「アプローチ・改善策」、「効果」は「動機」の次の項目として記入することができると思います。

資料⑤の「事業計画書(案)の記入例」で例えると、「田畑が使われてない土地が増えている」や「子どもが減っている」といった原因は書かれていますが、その結果何の問題が起きているかが書かれていません。恐らくこの事例であれば、「農作業に接する子供が減っている」から「子どもの自然体験学習の機会が減っている」などミッションの帰結がないので、修正した方が良いと思います。

「(4)市民への効果」と「7. 事業効果の測定方法」については、具体的にどのように市民への効果を確認するかという表現で良いと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。北委員、お願いします。

○ 北委員

山田副会長と中嶋委員のご意見に賛成します。

ただし、資料⑤の事業計画書案について、気がかりな点が1つあります。申請団体に作成していただく事業計画書は、短期計画、要するに単年度の計画です。単年度の計画であるため、「事業実施期間」を4月から翌年3月までの年度で区切っているものと思います。しかし、その後の項目である「1. 事業の目的」は、単年度の目的ではないように感じます。記入例などを拝見すると、NPO活動の根幹にある活動方針の記入を求めているように見受けられます。「2. 事業内容等」以降の項目については、単年度の計画を記入する形になりますが、中長期的な視点で記入する項目と単年度の視点で記入する項目をきっちり切り分けていないと、事業計画書自体が散らかった内容になってしまう恐れがあります。今までも事業審査をさせていただいた際に、その辺りの解釈が困難であると感じる部分がありました。

事業計画書自体は単年度の部分であり、「この項目からこの項目は単年度の視点で書いてください」という指示をしないと、様々な誤解が生じる恐れがあります。

○ 海老原会長

ありがとうございます。北委員のご意見に関して、事務局からの意見はありますか。

○ 事務局

「1. 事業の目的」につきましては、同じ計画で複数回申請する可能性がありますので、長期的な視点で目的を書く部分と想定して設定しています。その後の項目は、単年度の補助申請という形であるため、今回申請する単年度の計画でどのような事業を計画しているのかを求めている点をもう少し明示したいと考えます。

また、「2. 事業内容等」の「(4)市民への効果」につきましては、近年オンライン形式で事業を実施したいと申請があった場合に、本基金の要綱において「主たる効果が市民にあること」という規定があるため、申請団体から「本事業は主たる効果が市民へありますよ」という点を事前に提示していただければという考えで設置しています。審査会としても、本事業は市民に対して良い影響を与える事業であるという土台に立って審査を進めていただけるのではないかと考えております。

皆さまのご意見を踏まえると、単年度の視点又は長期的な視点で記入すべき項目かという点については、もう一度検討し、分かりやすく改善した方が良いのではないかと思いました。

「7. 事業の測定方法」については、五件法の尺度を用いて満足度に関する分散分析を実施すべきといった複雑なものを求めるのではなく、そもそもNPO法人が参加者の数を詳しくカウントしていなかったという事例が実績報告時に見受けられたので「参加者の人数を数える」や「参加者へ満足度の簡単なヒアリングを行う」など、申請団体の事業の良い効果を団体自身でも確認することを事前の計画段階で検討してもらいたいと考えて今回追加した部分になります。皆さまの意見を踏まえて、より申請団体が記入しやすい事業計画書の再検討が必要であると感じました。

○ 海老原会長

「(4)市民への効果」については、事前に事務局へ意見を伝えていたものになりますが、要綱の中に「市民への効果」という規定があるにもかかわらず、昨今の申請事業においては、測り難い部分があります。市民への効果が簡単に見えないことで補助金の交付ができないと判断されてしまう事業があることが残念に感じます。

そのため、申請団体から「このような市民への効果もあります」と最初に提示してもらえば、最終的な効果が市民のみに止まらず、グローバルなものであったとしても、市民へ効果があったと認められると考えて、団体に市民への効果を一度立ち返っていただくという意味合いがあります。

市内のみで実施し、市民のみを対象にしている事業については、「(4)市民への効果」を記入しなくても良いぐらいのことだと思います。皆さまからいただいたご意見のように、設問の流れについては修正が必要と感じます。他にご意見はありませんか。

○ 山田副会長

事業報告会及び団体登録説明会と絡むものではありませんが、本基金において、団体登録説明会への参加は、補助金の交付にあたり必須でしょうか。

○ 海老原会長

必須でないものです。

○ 山田副会長

団体登録説明会への参加が必須でなかったとしても、北委員のご意見のように、動画の視聴などを必須とすることが今の時流です。参加が必須でないと、募集要項などの書類だけでは説明しきれない部分を補う動画を作成していただいて、その動画は必ず見てくださいと運用することで、事務局や審査委員が求めているものと申請団体が提出するもののギャップを埋める1つの手法であると思います。この点についても、ご検討をお願いしたいなと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。事務局でのご検討をよろしく申し上げます。

北委員のご意見を整理しますと、「1. 事業の目的」について、今回の事務局案では3つ項目を設けていますが、「動機・きっかけ」という項目を(1)として、4項目にする方が良いということですね。その中で、「動機・きっかけ」と「取り組みたい課題」の部分は中長期的な視点での記入とする旨の説明を行い、その次の「課題の原因の分析」や「解決策」などは単年度の視点を記入するものという説明を行う方が良いというご説明でした。この点については、皆さまのご意見はありますか。

○ 山田副会長

その案で概ね良いと思います。ただ、「1. 事業の目的」の前に「事業の実施期間」の項目を設けていますので、その項目を設置する場所の調整は必要と感じます。

○ 中嶋委員

私も賛成です。

○ 海老原会長

ありがとうございます。「様式の変更」についてご意見等ございませんでしょうか。

なければ、審査会では、様式変更の内容については、今の議論を踏まえて事務局で再検討していただくことを意見といたします。

○ 各委員

異議なし。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

それでは、「採点項目の変更」という点です。

資料⑥の事務局案では、項目が追加されております。ご意見お願いいたします。

○ 山田副会長

類似性の項目ですが、事務局判断としてはいかがでしょうか。事務局で事前に判断する方が良いと感じます。

○ 海老原会長

事務局のご意見はありますか。

○ 事務局

様々な角度からご意見をいただければと考えて、委員皆さまにご審議いただく項目に追加いたしました。ご指摘のとおり、事務局で判断することが必要な場合もあるとは思っています。

○ 海老原会長

類似性という視点では、マイナーチェンジを同一事業とするのか、どこまで認めるのかという点が抽象的なのではないかと思い、委員皆さまのご意見も聞きたいと事務局が考えて設置したように見受けられます。

○ 山田副会長

事業目的が変わらずに、事業内容は変わっているということはあるかと思えます。その部分で類似性という視点で考える必要がありますが、事業目的は変わらず、事業内容が変わっている場合は、類似性ではないと考えます。その場合、事業内容が変

わっているかどうかは、事務局で判断できるのではないのでしょうか。

○ 海老原会長

事業内容について、どの程度のマイナーチェンジが同一事業となるのかという視点はどうか。その点も事務局の判断に任すという形でもよろしいでしょうか。

○ 山田副会長

審査会でも、事務局と同じ意見になると思われます。

○ 海老原会長

今のご意見について、異議はありますか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、審査会としては、類似性の項目を採点基準の中を含めず、事務局で判断をしていただくものと意見いたします。形式的に判断をしていただくという案にさせていただきます。

他の項目についてご意見ございますでしょうか。

「成果の測定」という項目と、自立性や発展性により採点がいくような形に変更されておりますが、これでよろしいでしょうか。

○ 山田副会長

事業計画書を再検討するのであれば、「測定できる事業内容か」という項目の文言は、変えていただかなければならないと思います。

自立性と発展性を重点化する点は、今までの審査会でも意見がありましたので、良いのではないかと感じます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。北委員、お願いします。

○ 北委員

採点基準は、補助申請団体に公表されていますか。

○ 海老原会長

公表しています。

○ 北委員

公表されているのであれば、文言の表現に関する問題ですが、「測定できる事業内容か」という記載になると仰々しい内容に捉えてしまうので、もう少し柔らかく表現した方が良いと感じます。

○ 海老原会長

事業計画書の書式が変更になれば、「測定できる事業内容か」という文言については、少しソフトな内容になるのかなと思います。この項目は訂正していただきたいという審査会の要望事項といたします。中嶋委員、お願いします。

○ 中嶋委員

私も山田副会長や北委員のご意見に賛成です。

修正としては、事業計画書の補足で記入している文言を採点基準にも転用してはどうでしょうか。

○ 海老原会長

事業計画書案の括弧書きで記入されている部分の文言を活用すればいいんじゃないかというご意見いただきました。ありがとうございます。ほかに何かありますか。

○ 山田副会長

審査基準として、「公益性」と「計画性」の項目が設けられていますが、項目の概要を読むと、「計画性」よりも「実現可能性」が適切でないかと感じます。いかがでしょうか。

○ 海老原会長

適切に計画が立てられているかという意味で「計画性」という文言を使われているのかもしれない。

○ 山田副会長

計画自身は無理がなく、自主的・自立的に事業を遂行する能力があるかということと「計画性」がイコールであると考え、と、「実現可能性」という視点において、事業計画が適切で、自主的・自立的に事業を遂行する能力があるかを審査するものと感じます。審査基準と項目の概要の文言に乖離があると思います。

○ 海老原会長

現在の項目の概要を生かすのであれば、「計画性」ではなく、「実現可能性」という文言が適当ではないかということですね。

○ 山田副会長

はい。もし「実現可能性」とするのであれば、⑥の項目の説明では、「事業計画・収支予算の内容は適切か」と記載してはどうかとも感じます。

○ 海老原会長

他の委員の皆さま、今の論点について何かご意見はありますか。

○ 各委員

意見なし

○ 海老原会長

では、審査会の意見として、山田副会長の案を採用してよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、「計画性」という文言を「実現可能性」に、「⑥収支予算の内容は適切か」を「⑥事業計画・収支予算の内容は適切か」に変更することで、事業計画書とリンクしやすくなるという案を審査会として提出させていただきます。

ほかにご意見ありますかでしょうか。

○ 各委員

意見なし

○ 海老原会長

最後に、前年度の状況を踏まえた変更という点で、補助対象外経費の追加について事務局から説明がありました。関連団体や法人の構成員への人件費、旅費以外の費用に関して除外としたいということですが、これについて何かご意見ございますか。

○ 山田副会長

構成員への人件費、旅費以外の費用とは、構成員しか使えないということですか。

○ 事務局

法人の会員や構成員に対して、旅費や交通費、人件費、謝金以外の費用が対象外となります。例えば、構成員から物を借りて、その行為に対して借用代という形で領収書を切ってお金を渡すことは、補助対象外経費となります。

○ 海老原会長

ライセンス料なども対象ですね。

○ 山田副会長

無償で借用しなさいということでしょうか。

○ 事務局

無償を指定するものではありません。補助金使わずに、法人の自己資金から払っていただきたいという考えです。

○ 山田副会長

例えば、パソコンを借用して事業に使用したと申請があったとしても、その事業だけに使っているかどうか分からないからでしょうか。

○ 事務局

法人が構成員へ支払う場合、例えばパソコンを借りてそれに1回1万円払いましたとする場合、言い値になってしまう傾向があります。相場よりも安くなる場合がほとんどであるとは思いますが、競争の原則が入ってこなくて、その金額の妥当性の客観的審査を行うことが難しいためです。また、借用していないにもかかわらず、虚偽の領収書を発行することも懸念されます。

団体内部での支払いについては、相場より安価になることがほとんどかと思しますので、補助金以外の自己資金を使って借りてほしいという意図を込めています。

○ 山田副会長

関連団体の委託等に係る費用については、過去にもあったかと思いますが、利益相反になるということですね。

○ 事務局

関連団体において、株式会社とNPOの法人格を両方とも持たれている法人が多数存在しています。NPO法人で補助事業を申請し、関連法人に事業実施をほとんど委託しているなど、公的なお金が株式会社や営利企業にそのまま流れていかないようにという視点で補助対象外経費にできればという意図があります。

○ 山田副会長

補助事業の大部分を委託するということはありません。補助事業は自分たちの団体で事業を運営することが本来の趣旨です。関連団体の有無に関係なく、そもそも委託をどの程度認めるかが問題になるのではないのでしょうか。

例えば、チラシの作成を依頼することは問題がないように感じますが、事業運営自体を他団体へ委託することは基本的にあり得ないことです。

○ 事務局

過去にあった事例としては、事業における役割を分割して委託を行うケースです。

例えば、印刷製本費の領収書を確認すると関連団体の領収書が出ており、物品借用費の領収書を確認すると関連団体が出ているなど、殆どの部分において、関連団体から提供を受けて補助申請を行ってしまっている事例も考えられます。

山田副会長

事業における委託割合の部分については、何か要件を付与していましたか。

事務局

委託割合の要件はありませんが、提出された事業計画書や収支予算書をもとにご審査いただく流れになっています。

山田副会長

審査の段階で、関連団体への委託費が補助対象外経費であると確認して決定するということですね。分かりました。

海老原会長

他にご意見ございますか。

審査会としても補助対象外経費の追加を容認するという意見でよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

海老原会長

それでは、事務局の見直し案にかかる個別の議論を終了します。

事務局が提案した見直しを行う項目以外でのご意見があれば、お伺いします。いかがでしょうか。

中嶋委員

今後、ご検討いただきたい点が2点あります。本日中に結論が出なくても良いものです。

1点目は、8月頃の団体登録が補助金交付に必要であるかという点です。本基金制度の対象団体が限られているため、門戸は広くした方が良いのではないかと感じます。検討の結果、必要とする場合であっても、タイムラグを軽減する制度を再検討する必要があると考えます。

2点目は、補助対象をNPO法人にのみ限るかどうかという本基金制度の根本にかかわる点です。例えば、市内に公益法人が8法人、一般法人は127法人が存在しているようです。このうち非営利事業を行っている法人がどの程度あるかは分かりませんが、これらの法人を対象に含めると、補助対象が最大135法人増加します。今後、対象を広げるということも事務局へご検討いただけたらという提案です。

海老原会長

ありがとうございます。

中嶋委員のご意見については、審査会の要望として事務局へ提出したいと考えますが、事務局のご意見はありますか。

事務局

申請団体が減少している現状や法人側からの使い勝手が悪いという意見もある点については、評価検証で説明させていただいたところです。中嶋委員や山田副会長からいただいたご意見は、非常に重要であると受け止めています。

案件（２）で提案いたしました補助内容の見直しにつきましては、現状のスキームにおける見直しという位置づけです。ご意見のあった対象を拡大することにつきましては、寄附金額を踏まえると、現状で行かざるを得ないと考えています。

そのため、様々なご意見をいただきましたが、まずは、寄附を集めることについて、努力していきたいと考えています。その取り組みの延長線上に、ご意見をいただいている対象団体の拡大となるかと存じます。

本市としても、NPO法人に限らず、様々な団体が市民活動を頑張ることで、まちづくりに貢献していただき活性化していきたいと考えています。まずは寄附金をいかに集めるかということ而努力させていただいた後に、対象団体の拡大などを中長期的に検討していければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

**○ 海老原会長**

ありがとうございます。

津浦委員からも、寄附が集まらなければ何も議論できないとご意見いただいております。取り組みにより、寄附金が集まりますことを祈念いたします。

あと、事業報告会の動画配信など、北委員から様々なアドバイスやご意見をいただきましたので、審査会としても、事務局へ積極的なPRをお願いしたいところです。

他にご意見はありますか。

**○ 山田副会長**

本基金の発端は、市の総合計画であると伺ったことがあります。総合計画の方向性から、この本基金をどのように発展させるべきかという議論をしてほしいなと思います。

**○ 事務局**

総合計画には、市民活動団体によるまちづくりの活性化という項目がございますので、引き続きNPOの活動を応援していきたいと考えています。NPOの活動をバックアップする意味も含めて、本基金制度を今後も充実させていくという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

**○ 海老原会長**

ありがとうございました。

それでは、案件（２）の補助内容の見直しについては、以上といたします。

**<案件（３）その他 >**

**○ 海老原会長**

次の案件「（３）その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

**○ 事務局**

皆様のご意見を踏まえまして、具体的な事務手続としては、申請様式の変更や採点項目の変更案をもう一度事務局のほうで勘案させていただき、案が固まりましたら委員の皆様へお知らせさせていただくとともに、要領の改正も併せて行わないといけないと考えております。

また補助事業を募集する際の募集要項において様々な変更点含めてまいりますので、来年２月以降の募集時に向けて、この事務的な手続と併せて募集要項の案も作成いたし

ます。次回1月頃に開催予定の第3回の議題として案を提出し、ご審議いただく予定といたします。

○ 事務局

今後の審査会の開催予定といたしましては、1月中旬に補助事業の募集要項を検討いただく第3回審査会、3月下旬に補助対象事業の決定する第4回審査会を開催したいと考えております。

後日各回のスケジュール調整を行っていきたいと思いますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

○ 中嶋委員

第3回審査会の日程調整については、本日出席している委員の予定を確認し、候補日を設定することはいかがでしょうか。

○ 事務局

大変ありがたいお申し出です。皆さまのご都合を確認します。

(日程調整)

○ 海老原会長

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、これもちまして、令和4年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了いたします。

本日はありがとうございました。